

外来腫瘍化学療法診療料の算定について

当センターは、外来腫瘍化学療法診療料 1 及び連携充実加算を算定するにあたり、下記の体制が整備されています。

- 専任の医師、看護師または薬剤師が院内に常時 1 名以上配置され、当該診療料を算定している患者さまから電話等による緊急の相談等に24時間対応できる連絡体制が整備されています。
- 急変時等の緊急時に当該患者さまが入院できる体制が確保されています。
- 実施される化学療法のレジメン(治療内容)の妥当性を評価し、承認する委員会を開催しています。
- 他の医療機関等からのレジメンに関する照会や患者の状況に関する相談及び情報提供等に応じる体制を整備しております。

獨協医科大学日光医療センター

統括管理者

病 院 長